平成２２年（フ）第５１９号
北海道茅部郡森町字常盤町28番地
債務者　菊地　　亮
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９９号
函館市中島町２番11号
債務者　小林　清一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
函館市富岡町１丁目13番18号
債務者　根本　昌美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
函館市松川町２番19号
債務者　門間千恵子（旧姓倉堀）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
函館市本通１丁目26番13号
債務者　川尻　竜司
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
函館市昭和４丁目55番16号
債務者　山内　　至
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
岐阜県大垣市大島町２丁目２番地　和合団地Ｐ―22
債務者　山本　英司
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６号
岐阜県大垣市北切石町１丁目48番地１
債務者　坂井　朱美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
奈良県宇陀市大字陀区岩室759番地の２
債務者　森田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
奈良県御所市大字池之内587番地
債務者　岡本　正治
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３７―105
債務者　家村　悟一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
奈良県橿原市八木町１―11―11　セジュール八木西口101、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1629番地
債務者　山本　美幸（旧姓南）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
静岡県富士市久沢792番地の１　コーポファルコン301号、前住所静岡県富士市岩淵369番地の18
債務者　髙橋　祐二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１５号
静岡県富士宮市西町22番16号
債務者　近藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第３２３号
横浜市鶴見区矢向４丁目21番29―305号、申立時の住所山形県西村山郡大江町大字材木96番地、前住所山形県寒河江市大字高屋字北江23番地の９
破産者　藤井　啓之
1　主文　当裁判所が平成23年１月５日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県西村山郡大江町大字材木96番地」とあるのを「横浜市鶴見区矢向４丁目21番29―305号、申立時の住所山形県西村山郡大江町大字材木96番地」と更正する。
2　決定年月日　平成23年１月20日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２４８号
群馬県渋川市北橘町分郷八崎644番地
破産者　有限会社室本板金塗装工業
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
東京都町田市成瀬が丘３丁目６番地１　成瀬が丘ホワイトテラス103、開始決定時の住所長野県木曽郡王滝村3459番地１
破産者　滝沢　和雄
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部